

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-20

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和3年7月13日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先				支払金額	
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則				¥2,660	
摘要(品名)			数量	単価	金額
公文書の写しの作成費用(白黒)			200 枚	10	2,000
(カラー)			11 枚	60	660
(調査研究のため)					
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管					

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 02273

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 会長 小野澤 猛史 様				
年 度	3	会 計	一 般	金 額
款 目	諸収入 雑入	項 節	雑 入 その他の雑入	¥2,660-
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
上記金額を領収しました。 令和 3年 7月 13日 函館市現金出納員 総務部文書法制課長 里村昌則				

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

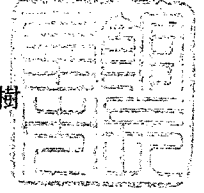


公文書一部公開決定通知書

令和3年(2021年)7月6日

市議会 市民クラブ
会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工 藤 壽 樹



令和3年6月21日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和3年 7月 13日 13時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	保健福祉部指導監査課 電話21-3926	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

1 株式会社ベーネ函館が運営する介護事業に係る指定申請等関係文書

- (1) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定事業者の指定について（訪問介護事業所ベーネいしかわ）
- (2) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（訪問看護事業所ベーネいしかわ）
- (3) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（ショートステイいしかわ）
- (4) 平成31年4月26日決裁 指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護付有料老人ホームカーサ石川）
- (5) 平成31年4月26日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（介護付有料老人ホームカーサ石川）
- (6) 令和元年5月24日決裁 指定居宅介護支援事業者の指定について（ベーネ函館支援センター）
- (7) 令和元年8月28日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（介護付有料老人ホームベーネ函館和楽）
- (8) 令和元年8月30日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（介護付有料老人ホームベーネ函館和楽）
- (9) 令和元年8月28日決裁 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（グループホームいしかわ）
- (10) 令和2年1月29日決裁 指定地域密着型サービス事業者の指定等について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護わらく）
- (11) 平成31年4月26日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（住宅型有料老人ホームベーネいしかわ）
- (12) 令和2年2月3日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽）

○ 公開しない部分の内容および理由

1 株式会社ベーネ函館が運営する介護事業に係る指定申請等関係文書

- (1) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定事業者の指定について（訪問介護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 管理者の個人の印影
 - ウ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - エ 被雇用者の個人の印影
- (2) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（訪問看護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 管理者の個人の印影
 - ウ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算

- エ 被雇用者の個人の印影
- (3) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（ショートステイいしかわ）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 管理者の個人の印影
 - ウ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - エ 院長の個人の印影
 - オ 被雇用者の個人の印影
- (4) 平成31年4月26日決裁 指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護付有料老人ホームカーサ石川）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 管理者の個人の印影
 - ウ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - エ 院長の個人の印影
 - オ 被雇用者の個人の印影
 - カ 委員の個人の印影
- (5) 平成31年4月26日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（介護付有料老人ホームカーサ石川）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 管理者の個人の印影
 - ウ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）
 - エ 院長の個人の印影
- (6) 令和元年5月24日決裁 指定居宅介護支援事業者の指定について（ベーネ函館支援センター）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - ウ 被雇用者の個人の印影
- (7) 令和元年8月28日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（介護付有料老人ホームベーネ函館和楽）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - ウ 公益社団法人の理事長の印影
 - エ 院長の個人の印影
 - オ 被雇用者の個人の印影
- (8) 令和元年8月30日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（介護付有料老人ホームベーネ函館和楽）中
 - ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - ウ 公益社団法人の理事長の印影
 - エ 院長の個人の印影

- (9) 令和元年8月28日決裁 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（グループホームいしかわ）中
- ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - ウ 院長の個人の印影
 - エ 被雇用者の個人の印影
 - オ 委員の個人の印影
- (10) 令和2年1月29日決裁 指定地域密着型サービス事業者の指定等について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護わらく）中
- ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - ウ 被雇用者の個人の印影
 - エ 委員の個人の印影
- (11) 平成31年4月26日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（住宅型有料老人ホームペーネいしかわ）中
- ア 法人の代表者の印影
 - イ 管理者の個人の印影
 - ウ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - エ 院長の個人の印影
- (12) 令和2年2月3日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（住宅型有料老人ホームペーネ函館和楽）中
- ア 法人の代表者の印影
 - イ 定款中の第2章株式（第5条および第7条を除く。）、第3章株主総会、第4章取締役及び代表取締役および第5章計算
 - ウ 設計者の個人の印影
 - エ 院長の個人の印影
 - オ 公益社団法人の理事長の印影

当該情報のうち、法人の代表者の印影については、商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、公益社団法人の登記された印影については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第330条の規定により準用する商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、個人の印鑑登録された印影については、函館市印鑑条例第14条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは函館市印鑑条例の規定に違反するため、また、株式会社の定款については、商業登記法第11条の2、会社法第31条第2項および公証人法第60条の4において準用する同法第44条第1項の規定により閲覧または謄本の写しの請求ができる者が限られており、定款に記載されている事項のうち、何人も閲覧できる商業登記簿記載の事項を除いた当該情報について、これを公開すること

は商業登記法，会社法および公証人法の規定に違反するため，函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により，明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

- 1 株式会社ベーネ函館が運営する介護事業に係る指定申請等関係文書
 - (1) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定事業者の指定について（訪問介護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 指定申請時提出書類一覧表中の個人名および電話番号
 - イ 法人の代表者の生年月日
 - ウ 管理者の個人の印影
 - エ 管理者の生年月日，郵便番号および住所
 - オ サービス提供責任者の郵便番号および住所
 - カ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - キ 管理者兼サービス提供責任者経歴書
 - ク 介護福祉士登録証
 - ケ 修了証明書
 - コ 修了証書
 - サ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者を除く。），生年月日および住所ならびに個人の印影
 - シ 介護職員処遇改善計画書（平成31年度届出用）中の担当者氏名
 - (2) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（訪問看護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 法人の代表者の生年月日
 - イ 管理者の個人の印影
 - ウ 管理者の生年月日，郵便番号，住所および登録番号
 - エ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和元年5月1日）中の氏名（管理者を除く。）
 - オ 管理者経歴書
 - カ 看護師免許証
 - キ 看護師免許証
 - ク 准看護婦免許証
 - ケ 看護婦免許証
 - コ 准看護師免許証
 - サ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者を除く。），生年月日および住所ならびに個人の印影
 - (3) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（ショートステイいしかわ）中
 - ア 指定（許可）申請に係る適合状況確認表中の職員の氏名および個人の電話番号
 - イ 法人の代表者の生年月日
 - ウ 管理者の個人の印影
 - エ 管理者の生年月日，郵便番号および住所
 - オ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - カ 管理者経歴書
 - キ 北立面図，西立面図および東立面図中の個人名

- ク 院長の個人の印影
 - ケ 介護福祉士登録証
 - コ 医師免許証
 - サ 臨床研修修了登録証
 - シ 看護婦免許証
 - ス 准看護婦免許証
 - セ 准看護師免許証
 - ソ 准看護師免許証
 - タ 介護福祉士国家試験合格証書
 - チ 管理栄養士登録証
 - ツ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者を除く。）、生年月日および住所ならびに個人の印影
 - テ 第12章非常災害時対応中の写真（特定の個人が識別できる部分に限る。）
 - ト 介護職員処遇改善計画書（平成31年度届出用）中の担当者の氏名
- (4) 平成31年4月26日決裁 指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護付有料老人ホームカーサ石川）中
- ア 指定（許可）申請に係る適合状況確認表（地域密着型特定施設入居者生活介護）中の職員の氏名（管理者を除く。）
 - イ 管理者の個人の印影
 - ウ 法人の代表者の生年月日
 - エ 管理者の生年月日、郵便番号および住所
 - オ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（令和元年5月分）中の職員の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - カ 管理者経歴書
 - キ 立面図中の個人名
 - ク 院長の個人の印影
 - ケ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
 - コ 介護支援専門員証
 - サ カーサ石川事業所介護・医療連携推進会議中の氏名
 - シ 看護師免許証
 - ス 介護福祉士登録証
 - セ 准看護師免許証
 - ソ 准看護婦免許証
 - タ 修了証書
 - チ 修了証明書
 - ツ 栄養士免許証
 - テ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者を除く。）、生年月日、住所および個人の印影
 - ト 第12章非常災害時対応中の写真（特定の個人が識別できる部分に限る。）
 - ナ 連絡網
 - ニ 介護職員処遇改善計画書（平成31年度届出用）中の担当者氏名
 - ヌ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - ネ 函館市地域包括支援センター運営協議会委員連絡先一覧中の委員の生年月日ならびに区分が介護保険の被保険者である委員の勤務先、住所、電話

- 番号およびFAX番号ならびにEメールアドレスおよび携帯電話番号
- ノ 【別紙】「カーサ石川」の指定について中の委員の個人の印影
- (5) 平成31年4月26日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（介護付有料老人ホームカーサ石川）中
- ア 管理者の個人の印影
 - イ 施設管理者の住所
 - ウ 出資者等名簿
 - エ 連絡網
 - オ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（令和元年5月分）中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - カ 履歴書
 - キ 管理者履歴書
 - ク 防災体制表中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）および個人の携帯電話番号
 - ケ 院長の個人の印影
- (6) 令和元年5月24日決裁 指定居宅介護支援事業者の指定について（ベネ函館支援センター）中
- ア 法人の代表者の生年月日
 - イ 管理者のメールアドレス、生年月日、郵便番号および住所
 - ウ 管理者経歴書
 - エ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
 - オ 介護支援専門員証
 - カ 雇用確約証明書中の被雇用者の生年月日、住所および個人の印影
- (7) 令和元年8月28日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（介護付有料老人ホームベネ函館和楽）中
- ア 指定（許可）申請に係る適合状況確認表（（介護予防）特定施設入居者生活介護）中の氏名（管理者を除く。）
 - イ 法人の代表者の生年月日
 - ウ 管理者の生年月日、郵便番号および住所
 - エ 勤務表（サービス種類 特定施設入居者生活介護）中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - オ 管理者経歴書
 - カ 有料老人ホーム重要事項説明書中の記入者名
 - キ 院長の個人の印影
 - ク 介護支援専門員証
 - ケ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
 - コ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者として勤務している者を除く。）生年月日、住所および個人の印影
 - サ 看護婦免許証
 - シ 修了証書
 - ス 受講証明書
 - セ 修了証
 - ソ 介護福祉士登録証
 - タ 理学療法士免許証
 - チ 准看護婦免許証
 - ツ 准看護師免許証

- テ 看護師免許証
- ト 資格取得証明書
- ナ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習修了証
- ニ 修了証明書
- ヌ 社会福祉主事有資格証明書
- ネ 資格取得証明書
- ノ 健康運動指導士登録証
- ハ 介護付有料老人ホームベーネ函館和楽非常災害時対応マニュアル中の職員の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
- ヒ 介護職員処遇改善計画書（平成31年度届出用）中の担当者氏名
- (8) 令和元年8月30日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（介護付有料老人ホームベーネ函館和楽）中
 - ア 管理者の住所
 - イ 出資者等名簿
 - ウ 勤務表（サービス種類 特定施設入居者生活介護）中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - エ 代表者経歴書
 - オ 管理者経歴書
 - カ 修了証書
 - キ 修了証
 - ク 受講証明書
 - ケ 看護婦免許証
 - コ 有料老人ホーム重要事項説明書中の記入者名
 - サ 防災体制表（ベーネ函館和楽）中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）および個人の携帯電話番号
 - シ 院長の個人の印影
- (9) 令和元年8月28日決裁 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（グループホームいしかわ）中
 - ア 法人の代表者の生年月日
 - イ 管理者の生年月日、郵便番号および住所
 - ウ グループホームいしかわ勤務表中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
 - エ 管理者経歴書
 - オ 修了証書
 - カ 介護福祉士登録証
 - キ 院長の個人の印影
 - ク 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
 - ケ 介護支援専門員証
 - コ 計画作成担当者経歴書
 - サ 介護支援専門員実務研修修了証明書
 - シ グループホームいしかわ（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所運営推進会議中の氏名
 - ス 修了証明書
 - セ 准看護婦免許証
 - ソ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名（管理者として勤務している者を除

- く。) 生年月日, 住所および個人の印影
- タ グループホームいしかわ非常災害時対応マニュアル中の職員の氏名 (管理者として勤務している者を除く。)
- チ 看護師免許証
- ツ 介護職員処遇改善計画書 (平成31年度届出用) 中の担当者氏名
- テ 【別紙】「グループホームいしかわ」の指定について中の委員の個人の印影
- (10) 令和2年1月29日決裁 指定地域密着型サービス事業者の指定等について (定期巡回・随時対応型訪問介護看護わらく) 中
- ア 指定 (許可) 申請に係る適合状況確認表 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 中の個人名
- イ 管理者の生年月日, 郵便番号および住所
- ウ 法人の代表者の生年月日
- エ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護わらく勤務表令和2年2月1日中の氏名 (管理者を除く。)
- オ 管理者経歴書
- カ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護わらく介護・医療連携推進会議中の氏名
- キ 看護婦免許証
- ク 准看護婦免許証
- ケ 准看護師免許証
- コ 看護師免許証
- サ 介護福祉士登録証
- シ 修了証書
- ス 修了証明書
- セ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名 (管理者として勤務している者を除く。) 生年月日, 住所, 個人の印影および指印
- ソ 介護職員処遇改善計画書 (平成31年度届出用) 中の担当者氏名
- タ 【別紙】「定期巡回・随時対応型訪問介護看護わらく」の指定について中の委員の個人の印影
- (11) 平成31年4月26日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について (住宅型有料老人ホームベーネいしかわ) 中
- ア 施設管理者の住所
- イ 管理者の個人の印影
- ウ 出資者等名簿
- エ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表中の氏名 (管理者を除く。)
- オ 履歴書
- カ 管理者経歴書
- キ 介護福祉士登録証
- ク 北立面図, 東立面図および西立面図中の個人名
- ケ 防災体制表 (ベーネいしかわ) 中の氏名 (管理者として勤務している者を除く。) および個人の携帯電話番号
- コ 院長の個人の印影
- (12) 令和2年2月3日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について (住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽) 中

- ア 施設管理者の住所
- イ 株式会社ベーネ函館出資者等名簿（令和元年12月13日時点）
- ウ 住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽令和2年2月1日勤務形態一覧表
中の氏名（管理者として勤務している者を除く。）
- エ 管理者経歴書
- オ 付近見取図・地番図・配置図中の個人名
- カ 防災体制表（ベーネ函館和楽）中の氏名（管理者として勤務している者
を除く。）および個人の携帯電話番号
- キ 建築計画概要書（第一面）中の建築主の電話番号
- ク 建築計画概要書（第二面）中の設計者の個人の印影
- ケ 院長の個人の印影

当該情報のうち、特定個人の氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、職業、勤務先、経歴、職務上の地位、資産内容および各種資格等が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動に関する情報、経済的活動に関する情報および知識、技術等に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、登録申請者本人だけが印鑑登録証明書の交付を受けられるなど厳重に保護されていることから、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

- 1 株式会社ベーネ函館が運営する介護事業に係る指定申請等関係文書
 - (1) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定事業者の指定について（訪問介護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 訪問介護事業所ベーネいしかわ平面図
 - イ 賃貸借契約書
 - ウ 重要事項説明書訪問介護及び第一号訪問事業(国基準訪問型サービス)中の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人
 - エ 初年度月次損益
 - オ 職員就業規則（賃金規程）（表紙部分を除く。）
 - カ 「準社員」就業規則（表紙部分を除く。）
 - キ 「パートタイマー等」就業規則（表紙部分を除く。）
 - ク 職員就業規則（表紙部分を除く。）
 - (2) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（訪問看護事業所ベーネいしかわ）中
 - ア 2階平面図
 - イ 賃貸借契約書
 - ウ 株式会社ベーネ函館訪問看護事業所「ベーネいしかわ」運営規程中の金融機関名、支店名、預金種別および口座番号
 - エ 収支予算書
 - (3) 平成31年4月26日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（ショートステイいしかわ）中

- ア 3階平面図, 2階平面図, 1階平面図および地階平面図
 - イ 賃貸借契約書
 - ウ 建築物別概要(第四面)
 - エ 株式会社ベーネ函館ショートステイいしかわ重要事項説明書中の金融機関名, 支店名, 預金種別, 口座番号および口座名義人
 - オ 収支予算書
 - カ 第12章非常災害時対応中の寸法が記載された平面図
 - キ 1階平面図, 2階平面図および3階平面図
- (4) 平成31年4月26日決裁 指定地域密着型サービス事業者の指定について(介護付有料老人ホームカーサ石川) 中
- ア 建築物別概要(第四面)
 - イ 賃貸借契約書
 - ウ 配置図兼1階平面図, 2階平面図, 3階平面図, 4階平面図, 5階・R階平面図および延床面積求積図2
 - エ 収支予算書
 - オ 第12章非常災害時対応中の寸法が記載された平面図
- (5) 平成31年4月26日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について(介護付有料老人ホームカーサ石川) 中
- ア 賃貸借契約書
 - イ 配置図兼1階平面図, 2階平面図, 3階平面図, 4階平面図, 5階・R階平面図および延床面積求積図2
 - ウ 介護付有料老人ホームカーサ石川「地域密着型特定施設入居者生活介護」入居契約書中の金融機関名, 支店名, 預金種別および口座番号
 - エ 介護付有料老人ホームカーサ石川入居募集計画中の募集活動費の金額
 - オ 資金調達・返済計画
 - カ 年次損益計算書
- (6) 令和元年5月24日決裁 指定居宅介護支援事業者の指定について(ベーネ函館支援センター) 中
- ア 2~3階平面図
 - イ 賃貸借契約書
 - ウ 初年度月次損益
- (7) 令和元年8月28日決裁 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について(介護付有料老人ホームベーネ函館和楽) 中
- ア 1階全体平面図, 2階全体平面図, 3階全体平面図および4階全体平面図
 - イ 建築物別概要(第四面)
 - ウ 貸棟賃貸借契約書
 - エ 月次損益計算書
- (8) 令和元年8月30日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について(介護付有料老人ホームベーネ函館和楽) 中
- ア 貸棟賃貸借契約書
 - イ 1階全体平面図, 2階全体平面図, 3階全体平面図, 4階全体平面図, 求積図, 増築棟1階スプリンクラー設備平面図, 増築棟2階SP消火設備平面図, 増築棟3階SP消火設備平面図, 増築棟4階SP消火設備平面図および増築棟, 既設棟消火ポンプ室詳細平面図

- ウ ベーネ函館「和楽」有料老人ホーム入居契約書（月払い方式）中の金融機関名，支店名，預金種別，口座番号および口座名義人
- エ 介護付有料老人ホームベーネ函館和楽入居募集計画中の募集活動費の金額
- オ 2) 資金調達・返済計画
- カ 1. 年次損益計算書
- (9) 令和元年8月28日決裁 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（グループホームいしかわ）中
 - ア 配置図兼1階平面図，2階平面図，3階平面図および5階・R階平面図
 - イ 賃貸借契約書
 - ウ 1. 月次損益計算書
 - エ 医療連携体制に係る業務提携規程
- (10) 令和2年1月29日決裁 指定地域密着型サービス事業者の指定等について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護わらく）中
 - ア 建物賃貸借契約書（店舗）
 - イ 月次損益計算書
 - ウ 介護保険・社会福祉事業者総合保険申込書・明細書
 - エ 介護保険・社会福祉事業者総合保険証券（賠償責任保険・介護保険事業者・社会福祉施設特別約款）
- (11) 平成31年4月26日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（住宅型有料老人ホームベーネいしかわ）中
 - ア 賃貸借契約書
 - イ 求積図，1階平面図，2階廊下平面図，PH階法規チェック図，2階平面図，4階平面図
 - ウ ベーネいしかわ入居契約書（住宅型）中の金融機関名，支店名，預金種別，口座番号および口座名義人
 - エ ベーネいしかわ入居募集計画中の募集活動費の金額および内訳
 - オ 年間事業損益（初年度～10年度）
 - カ 3) 30年間事業損益（11年度～20年度）
 - キ 3) 30年間事業損益（21年度～30年度）
- (12) 令和2年2月3日決裁 有料老人ホーム設置届の受理および有料老人ホーム設置届出済書の交付ならびに北海道への情報提供について（住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽）中
 - ア 株主資本等変動計算書
 - イ 事業用建物賃貸借契約書
 - ウ 1階平面図，2階平面図，3階平面図，4階平面図，5～6階平面図，1階消火設備平面図，2階消火設備平面図，3階消火設備平面図，4階消火設備平面図，5. 6階消火設備平面図および消火設備系統図
 - エ ベーネ函館「和楽」入居契約書（住宅型）中の金融機関名，支店名，預金種別，口座番号および口座名義人
 - オ 住宅型有料老人ホームベーネ函館和楽入居募集計画中の募集活動費の金額

当該情報のうち，施設の各階平面図等については，一般に公衆に提供されることを予定しているものではなく，設計者がどのような構造，間取りにするかなど

について創意と工夫を凝らして設計した著作物であり、技術上のノウハウその他技術上の秘密に関する情報および営業活動上の秘密に関する情報であることから、また、収支予算書および月次損益計算書等については、当該法人の経営状態に関する情報であり、信用力に関する情報であることから、また、職員就業規程（賃金規程）および職員就業規則等については、法人内部の職員の人事制度に関する情報および給与に関する情報であり、専ら法人内部に関する情報であることから、また、その他の部分については、当該法人の公開されていない取引先に関する情報および運営方針等に関する情報であり、営業活動上の秘密に関する情報であることから、これらを公開した場合、法人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

「「サルーテ石川」の申請の際の添付された収支の計画書を始め関係書類の全て」については、申請に係る関係書類が提出されていないため、当該公文書は保有していません。

参考様式第1号

令和3年度

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-21

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和3年7月26日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先				支 払 金 額	
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則				¥8,120	
摘 要 (品 名)			数 量	単 価	金 額
公文書の写しの作成費用(白黒)			806 枚	10	8,060
(カラー)			1 枚	60	60
(調査研究のため)					
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管					

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 02285

領 収 書					
函館市東雲町 丁目 4 番 13 号 市議会市民クラブ 会長 小野澤 猛史 様					
年 度	3	会 計	一 般	金 額	
款 目	諸収入 雑 入	項 節	雑 入 その他の雑入	¥8,120-	
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印 	
	上記金額を領収しました。				
	令和 3 年 7 月 26 日 函館市現金出納員 総務部文書法制課長 里 村 昌 則				

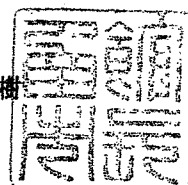
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和3年(2021年)7月20日

市議会 市民クラブ
会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工 藤 壽 樹



令和3年6月21日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和3年7月26日16時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	財務部管理課 財務部財政課 土木部公園河川管理課 都市建設部まちづくり景観課 楡法華支所地域振興課	電話21-3204 電話21-3529 電話21-3431 電話21-3388 電話86-2111
備 考	令和3年7月6日付け公文書公開請求決定期限特例適用通知書に係る「相当の部分につき決定をする部分」	

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

第1 更正振替伺書分

○ 公文書の名称

1 更正振替伺書（財部部管理課所管分）

- (1) 令和3年5月17日決裁 更正振替伺書（総務部分）
- (2) 令和3年5月17日決裁 更正振替伺書（保健福祉部分）
- (3) 令和3年5月17日決裁 更正振替伺書（経済部分）
- (4) 令和3年5月17日決裁 更正振替伺書（観光部分）
- (5) 令和3年5月17日決裁 更正振替伺書（土木部分）
- (6) 令和3年5月17日決裁 更正振替伺書（都市建設部分）
- (7) 令和3年5月17日決裁 更正振替伺書（楳法華支所分）
- (8) 令和3年5月17日決裁 更正振替伺書（教育委員会分）

第2 大間原発訴訟基金積立金分

○ 公文書の名称

1 大間原発訴訟基金積立金関係文書（財務部財政課所管分）

- (1) 大間原発訴訟基金調

第3 函館駅前花いっぱい業務委託料分

○ 公文書の名称

1 函館駅前花いっぱい業務委託料関係文書（土木部公園河川管理課所管分）

- (1) 予算説明資料
- (2) 令和2年4月1日決裁 支出負担行為伺書
- (3) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託業務計画書
- (4) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託配植出来形図配置出来形表
- (5) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託照査報告書
- (6) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託業務写真帳
- (7) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託花壇維持管理完成書類

○ 公開しない部分の内容および理由

1 函館駅前花いっぱい業務委託料関係文書（土木部公園河川管理課所管分）

- (1) 予算説明資料中
 - ア 法人の代表取締役の印影
 - イ 特定非営利活動法人の理事長の印影
- (2) 令和2年4月1日決裁 支出負担行為伺書中
 - ア 法人の代表取締役の印影
 - イ 特定非営利活動法人の理事長の印影
- (3) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託業務計画書中
 - ア 法人の代表取締役の印影
 - イ 特定非営利活動法人の理事長の印影
 - ウ 個人の印影
- (5) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託照査報告書中
 - ア 法人の代表取締役の印影
 - イ 個人の印影

当該情報のうち、法人の代表取締役の登記した印影については、商業登記法第

12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、特定非営利活動法人の理事長の登記した印影については、組合等登記令第25条において準用する商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、個人の印鑑登録された印影については、函館市印鑑条例第14条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは函館市印鑑条例の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

1 函館駅前花いっぱい業務委託料関係文書（土木部公園河川管理課所管分）

(3) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託業務計画書中

ア 管理責任者等選定通知書中の管理責任者の氏名

イ 経歴書

ウ ○○証明書

エ ①業務概要中の管理責任者及び現場責任者の氏名

オ 業務組織計画中の個人名（特定非営利活動法人の理事長を除く。）

カ 緊急時の体制及び対応中の受注者および対策係の氏名および携帯電話番号

キ 道路使用許可申請書中の現場責任者の住所、氏名、携帯電話番号および個人の印影

(5) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託照査報告書中

ア 照査報告書中の管理責任者の氏名および個人の印影

イ ①業務概要中の管理責任者及び現場責任者の氏名

当該情報のうち、特定個人の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先、経歴、職務上の地位および各種資格等が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動に関する情報および知識、技術等に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたいと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、登録申請者本人だけが印鑑登録証明書の交付を受けられるなど厳重に保護されていることから、通常他人に知られたいと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当します。

1 函館駅前花いっぱい業務委託料関係文書（土木部公園河川管理課所管分）

(1) 予算説明資料中

ア 特定非営利活動法人の理事長の印影

(2) 令和2年4月1日決裁 支出負担行為伺書中

ア 特定非営利活動法人の理事長の印影

(3) 令和2年度施工函館駅前花いっぱい業務委託業務計画書中

ア 賠償責任保険控

イ 特定非営利活動法人の理事長の印影

当該情報のうち、賠償責任保険控については、法人内部の経理に関する情報であり、専ら法人内部に関する情報であることから、また、法人の登記されていない印影については、重要な法的手続において使用される可能性があることを踏まえ、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるということができる情報であることから、これらを公開した場合、法人の事業運営上支障を来すおそれがあるため、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

第4 フラワーバスケット関係経費分

○ 公文書の名称

1 フラワーバスケット関係経費関係文書（土木部公園河川管理課所管分）

(1) 予算説明資料

- (2) 令和2年4月15日決裁 支出負担行為何書

- (3) 令和2年4月15日供覧 契約書の供覧について（フラワーバスケット維持管理業務委託）

- (4) 令和2年4月15日決裁 フラワーバスケット維持管理業務に係る再委託について（承認）

- (5) 令和2年7月13日供覧 業務完了報告書の供覧について

- (6) 令和2年11月10日供覧 業務完了報告書の供覧について

- (7) 令和2年11月25日決裁 支出負担行為何書

○ 公開しない部分の内容および理由

1 フラワーバスケット関係経費関係文書（土木部公園河川管理課所管分）

(3) 令和2年4月15日供覧 契約書の供覧について（フラワーバスケット維持管理業務委託）中

ア 一般財団法人の理事長の印影

(4) 令和2年4月15日決裁 フラワーバスケット維持管理業務に係る再委託について（承認）中

ア 一般財団法人の理事長の印影

(5) 令和2年7月13日供覧 業務完了報告書の供覧について中

ア 一般財団法人の理事長の印影

(6) 令和2年11月10日供覧 業務完了報告書の供覧について中

ア 一般財団法人の理事長の印影

(7) 令和2年11月25日決裁 支出負担行為何書中

ア 法人の代表取締役の印影

当該情報のうち、法人の代表取締役の登記した印影については、商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、一般財団法人の理事長の登記した印影については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第330条の規定により準用する商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当し

ます。

- 1 フラワーバスケット関係経費関係文書（土木部公園河川管理課所管分）
 - (3) 令和2年4月15日供覧 契約書の供覧について（フラワーバスケット維持管理業務委託）中
ア 一般財団法人の理事長の印影
 - (4) 令和2年4月15日決裁 フラワーバスケット維持管理業務に係る再委託について（承認）中
ア 一般財団法人の理事長の印影
 - (5) 令和2年7月13日供覧 業務完了報告書の供覧について中
ア 一般財団法人の理事長の印影
 - (6) 令和2年11月10日供覧 業務完了報告書の供覧について中
ア 一般財団法人の理事長の印影

法人の登記されていない印影については、重要な法的手続において使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる情報であることから、これらを公開した場合、法人の事業運営上支障を来すおそれがあるため、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

- 1 フラワーバスケット関係経費関係文書（土木部公園河川管理課所管分）
 - (2) 令和2年4月15日決裁 支出負担行為伺書中
ア フラワーバスケット維持管理業務積算内訳書中の金額（合計および消費税を除く。）

当該情報については、これらを公開した場合、今後反復継続される同種の業務の入札や見積合わせにおいて、予定価格をかなりの精度をもって類推することが可能となり、どの参加者も予定価格にごく近い入札金額を提示するおそれがあることから、今後の市の契約に係る事務に関し、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、函館市情報公開条例第7条第6号イの「実施機関が行う事務または事業に関する情報であって、公開することにより、契約、交渉または争訟に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」に該当します。

第5 歴史的建造物保全調査事業費分

○ 公文書の名称

- 1 歴史的建造物保全調査事業費関係文書（都市建設部まちづくり景観課所管分）
 - (1) 予算説明資料
 - (2) 令和2年7月21日決裁 支出負担行為伺書
 - (3) 令和2年7月21日供覧 委託契約書の供覧について
 - (4) 令和2年7月21日供覧 業務工程表・主任者および従事者届出書の提出について
 - (5) 令和2年8月4日決裁 「歴史的建造物保全調査」の実施に係る文書の送付

について

- (6) 令和3年3月17日決裁 歴史的建造物保全調査業務委託委託料の額の確定について

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 歴史的建造物保全調査事業費関係文書（都市建設部まちづくり景観課所管分）
- (2) 令和2年7月21日決裁 支出負担行為伺書中
ア 特定非営利活動法人の理事長の印影
- (3) 令和2年7月21日決裁 委託契約書の供覧について中
ア 特定非営利活動法人の理事長の印影
- (4) 令和2年7月21日供覧 業務工程表・主任者および従事者届出書の提出について中
ア 特定非営利活動法人の理事長の印影
- (6) 令和3年3月17日決裁 歴史的建造物保全調査業務委託委託料の額の確定について中
ア 特定非営利活動法人の理事長の印影

当該情報については、組合等登記令第25条において準用する商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

- 1 歴史的建造物保全調査事業費関係文書（都市建設部まちづくり景観課所管分）
- (4) 令和2年7月21日供覧 業務工程表・主任者および従事者届出書の提出について中
ア 主任者および従事者届出書
イ 歴史的建造物保全調査組織表
- (5) 令和2年8月4日決裁 「歴史的建造物保全調査」の実施に係る文書の送付について中
ア 「歴史的建造物保全調査」の実施について中の宛先の個人名ならびに調査員の個人名（理事長を除く。）

当該情報のうち、特定個人の氏名、住所、職業、勤務先および職務上の地位等が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報および社会的活動に関する情報であり、公表されておらず、通常他人に知られたいと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当します。

- 1 歴史的建造物保全調査事業費関係文書（都市建設部まちづくり景観課所管分）
- (2) 令和2年7月21日決裁 支出負担行為伺書中
ア 特定非営利活動法人の理事長の印影

- (3) 令和2年7月21日決裁 委託契約書の供覧について中
 - ア 特定非営利活動法人の理事長の印影
- (4) 令和2年7月21日供覧 業務工程表・主任者および従事者届出書の提出について中
 - ア 特定非営利活動法人の理事長の印影
- (6) 令和3年3月17日決裁 歴史的建造物保全調査業務委託委託料の額の確定について中
 - ア 特定非営利活動法人の理事長の印影

法人の登記されていない印影については、重要な法的手続において使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより、当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる情報であり、当該法人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

- 1 歴史的建造物保全調査事業費関係文書（都市建設部まちづくり景観課所管分）
 - (2) 令和2年7月21日決裁 支出負担行為伺書中
 - ア 設計書中の金額（合計、消費税相当額および総計を除く。）

当該情報については、これらを公開した場合、今後反復継続される同種の業務の入札や見積合わせにおいて、予定価格をかなりの精度をもって類推することが可能となり、どの参加者も予定価格にごく近い入札金額を提示するおそれがあることから、今後の市の契約に係る事務に関し、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、函館市情報公開条例第7条第6号イの「実施機関が行う事務または事業に関する情報であって、公開することにより、契約、交渉または争訟に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」に該当します。

第6 観光施設維持管理費分

○ 公文書の名称

- 1 観光施設維持管理費関係文書（般法華支所産業建設課所管分）
 - (1) 予算説明資料
 - (2) 令和2年5月26日決裁 支出負担行為伺書
 - ~~(3) 令和2年5月26日供覧 契約書の供覧について~~
 - ~~(4) 令和2年9月4日供覧 公共建築物維持補修設計監理等業務完了報告書について~~
 - (5) 令和2年7月6日決裁 支出負担行為伺書
 - (6) 令和3年1月20日決裁 支出負担行為伺書
 - (7) 令和3年3月29日決裁 支出負担行為伺書

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 観光施設維持管理費関係文書（般法華支所産業建設課所管分）
 - (3) 令和2年5月26日供覧 契約書の供覧について中
 - ア 一般財団法人の理事長の印影

- (4) 令和2年9月4日供覧 公共建築物維持補修設計監理等業務完了報告書について中
 - ア 一般財団法人の理事長の印影
- (5) 令和2年7月6日決裁 支出負担行為伺書中
 - ア 法人の支店長の印影
 - イ 見積書中の担当者の印影
- (7) 令和3年3月29日決裁 支出負担行為伺書中
 - ア 法人の支店長の印影
 - イ 見積書中の担当者の印影

当該情報のうち、法人の支店長の登記した印影については、商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、一般財団法人の理事長の登記した印影については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第330条の規定により準用する商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、個人の印鑑登録された印影については、函館市印鑑条例第14条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは函館市印鑑条例の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

1 観光施設維持管理費関係文書（般法華支所産業建設課所管分）

- (5) 令和2年7月6日決裁 支出負担行為伺書中
 - ア 見積書中の担当者の印影
- (7) 令和3年3月29日決裁 支出負担行為伺書中
 - ア 見積書中の担当者の印影

特定個人の印影については、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、登録申請者本人だけが印鑑登録証明書の交付を受けられるなど厳重に保護されていることから、通常他人に知られたいと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当します。

1 観光施設維持管理費関係文書（般法華支所産業建設課所管分）



- (4) 令和2年9月4日供覧 公共建築物維持補修設計監理等業務完了報告書について中
 - ア 法人の登記されていない角印の印影
- (5) 令和2年7月6日決裁 支出負担行為伺書中
 - ア 法人の支店長の印影
- (7) 令和3年3月29日決裁 支出負担行為伺書中
 - ア 法人の支店長の印影

法人の支店長等の登記されていない印影については、重要な法的手続において

使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより、当該法人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる情報であり、当該法人の事業運営上支障を来すおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

政務活動費支出伝票(一般)

伝票番号 K-7

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和3年7月27日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先		支 払 金 額			
日立キャピタルNBL(株)		¥11,880			
摘 要 (品 名)		数 量	単 価	金 額	
複合機リース <2021年6月20日~2021年7月19日分(21/44)>		1 式	11,880	11,880	
(メーカー名:canon 形式:ADVC3520F3)					

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

別紙

No. 60436

発行日 2021年7月27日

◇ 領 収 証 ◇

市民クラブ 御中

ご契約番号 : ██████████

ご契約者名 : 小野沢 猛史

¥ 11,880-

(税抜き ¥11,000-)



(8%対象 ¥11,000-)

但 リース料として

2021年7月27日 上記金額正に領収いたしました

日立キャピタル NBL 株式会社

東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

発行部署名	検印	担当印
カスタマーセンター		

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません